

(要約)

人間の尊厳と社会的連帯に関する憲法学的考察 —ケアを共にする連帯システムの構築に向けて—

氏名 朱 穎嬌

序章

憲法学においては人権論の前提となる個人像をめぐって、「強い個人」論と「弱い個人」論の対立が長らく存在してきた。歴史的に見て、「強い個人」論における個人像は、近代市民革命期において「当時の歴史社会に現実に通用した事実＝規範論であった」と考えられる。しかし、今日において、「強い個人」に担われた人権は深刻な危機に直面する。

近代的な「強い個人」は、その歴史的場面において何よりもまず、「家長個人主義」により支えられていた。近代市民社会では、私的領域に位置付けられた家族が労働力を再生産し、その商品性を維持するとともに、「弱い個人」を引き受けて、その受け皿となることによって、初めて公的領域における「強い個人」が成立したわけである。それに対して、「個人化」がさらに進み、リスク社会となった「再帰的近代」において、階級、家族、安定的な職業システムから人々が解放され、個人としての自立性はもはや成り立たないように思える。このことからすれば、「弱い個人」論の批判はもっともである。

しかし、「強い個人」か「弱い個人」かの二項対立で人権主体の問題を把握するとすれば、議論は本質から離れたところで空転するだけである。「強い個人」と「弱い個人」のいずれも、人間存在の実態を捉えきれていない。生身の人間は、生きていく中で、時に強くなったり、時に弱くなったりすることがある。強いか弱いかという人間の状態は、もとより絶対的・固定的なものではなく、むしろ相対的・流動的なものである。現実の人間はみな脆弱性(vulnerability)を抱える身体的存在であるから、絶対的な「強い個人」は、この世に存在しないだろうが、かといって、すべての人が常に「弱い個人」であるわけではない。ある時点では、必ず相対的に強い人々と相対的に弱い人々が同時に存在する。この事実、個人像の対立が無意味であることを端的に説明している。今日の人権論としては、こうした対立を乗り越えて、強い人々と弱い人々の共時的かつ通時的な連帯を可能にし、現実にある個々の人間を保護するために何が必要かを考えるべきである。

現代における人間の尊厳の具体的適用では、人格といった要素の相対化を通じて、人間の尊厳概念がより多くの人々、とりわけ社会的弱者を包摂できるように変容するという傾向が見受けられる。また、人間の尊厳に関する理論研究では、身体的脆弱性をもつ動物の尊厳の中に人間の尊厳を位置付けるという見解も有力に主張されている。このような人間の尊厳の現代的変容を見据えつつ、人間の脆弱性という視点から尊厳概念を再構築することができれば、人権に関しても新しい理論的可能性を見出すこともできるように思われる。

しかし、人間の尊厳は、長い哲学的・神学的歴史を背後にもつがゆえに、極めて複雑性・曖昧性の高い概念となっており、まずはその歴史について整理する必要がある。

第一章

人間の尊厳の概念史は、一般的に、キケロから始まるとされている。しかし、人間の尊厳という観念の歴史は、その概念形成よりもはるかに古いもので、古代ギリシャ哲学、さらにはホメーロス叙事詩にまで遡ることができる。このような尊厳観念を受容し、「人間の内的価値」を言い表すギリシャ語に、キケロがラテン語の *dignitas* を訳語として当てたとき、西洋における人間の尊厳概念は初めて登場したのである。キケロは、*dignitas* の普遍化を試み、それにより、本来ローマの貴族にのみ帰せられた *dignitas* は、自然界において人間が占める位階を表すものとなって、人という生物としての自然的卓越性に由来する尊厳に転換した。

中世のキリスト教神学での人間の尊厳は、「人間そのものの価値ではなく、むしろ人間の、人間だけにある神との固有のつながりの価値」として想定されている。他方、ルネサンスと啓蒙時代を経て、人間の尊厳は徐々に神の摂理から解放され、世俗化された概念として確立されていく。その世俗化過程に伴って、尊厳はある種の絶対的価値を含意し、人間の道徳的地位およびその地位に基づく規範的要請を正当化するものだと想定されるようになる。しかし、尊厳の基礎となる人間本性、特に人間の感情的能力に関して意見の対立が見られて、そこからカントとディドロによって代表される二つのアプローチが尊厳の基礎づけのために現れている。19世紀には人間の尊厳がほぼ重要視されなかったが、第二次世界大戦の終焉以降、世界的に人間の尊厳の「憲法化」や国際条約への導入が進行し続けて、その動きにより、法的領域における尊厳理論も著しく発展した。

人間の尊厳をめぐる今日の哲学的・法的な議論においては、二つの概念的アプローチが見られる。しかし、人間の尊厳概念は、その誕生からもはや「価値」と「名誉」の二重の意味を兼ね備えたものとして用いられたのである。カント以来、人間の尊厳の価値論的なアプローチが風靡しているが、それに対してはジェレミー・ウォルドロンの批判がある。人間の尊厳を考えるにあたって、その社会的起源または社会的要因を考慮に入れるべきというウォルドロンの主張はもっともであるが、こうした社会的な観点を人間の尊厳論に取り入れるとしても、価値論的なアプローチを放棄する必要はない。内的価値としての人間の尊厳概念とその概念の社会的根拠づけは、両立しえないものではない。

もっとも、人間の尊厳の社会的根拠づけを支持するのであれば、尊厳概念それ自体が社会状況の時間的・空間的差異に開かれていることを認めなければならない。近年、尊厳概念の多様化傾向が見られて、その概念は一層曖昧になる。法概念として人間の尊厳を観念する以上、それを実効的なものとするためにも、あるいはその法規範性の形骸化を防ぐためにも、人間の尊厳概念およびその規範性に関して「核となる客観的な部分」を見出す必要がある。

第二章

人間の尊厳の中核となる規範内容を見出すための手がかりとして、憲法に人間の尊厳の明文規定が置かれているドイツ、および憲法に明文の規定がないものの裁判所の法的判断

を通じて尊厳理論を形成してきたフランスやアメリカの議論を取り上げる。

ドイツでは、憲法に人間の尊厳の明文規定が置かれているため、その規定に関連して数多くの憲法判例が存在する。その中で注目すべきことは、かつて主流であった人格主義的な尊厳理解が徐々に相対化されていくという「脱人格化」の傾向である。この傾向は、一方で人間の尊厳概念のさらなる抽象化に連なるが、他方で人間の尊厳の保障対象（胎児、死者など）と保障内容（最低限度の生活保障）の拡大を可能にしている。

フランスにおいては、1994年以前に人間の尊厳を憲法に導入する多くの試みがあったものの、全部実現に至らなかった。そこで、生命倫理法に関する1994年憲法院判決によって初めて憲法上の人権規範となる人間の尊厳原理が確立された。それ以降、人間の尊厳は生命倫理分野で引き続き適用されるだけでなく、社会権をはじめとする人権の根拠づけとしても機能するようになる。

そして、アメリカの場合、尊厳概念は憲法上の権利として承認されてはいないが、連邦最高裁の判例に頻繁に現れて、そして権利章典の中にある多くの権利の根幹となるような価値と見なされてきた。また、学説では、自由権と福祉権の不可分性や人間の尊厳と福祉権の結びつきが主張されている。

このように、比較的考察を通じて明らかにされたのは、今日の法概念や人権規範としての人間の尊厳がその主体として、自ずから自由で自律的な個人を想定してはおらず、むしろ脆弱性を有する個々の人間を措定しているという点である。それゆえ、人間の尊厳は、個々人の自由の保障に関わっているだけでなく、自由となるために必要な物質的、経済的、社会的条件の確保、すなわち人間の存在そのものに対する保障にも大きく関連している。人間の尊厳の主体となる「人間」は、抽象化された人格としての人間ではなく、社会の中に生きて、日々社会生活を営んでいる実在的・具体的な人間である。

第三章

上記から、人格主体の自由や自律をもつばら強調する論理が、人間の尊厳の規範性を正確に説明することができないことが明らかにされた。人間の尊厳の理論枠組みを再構築するために、これまでの人間の尊厳の様々な構想を整理することが有益である。

西野基継が提示した構成的契機に従って人間の尊厳に関するこれまでの構想を分類すれば、属性契機、能力契機、侵害契機、社会改革的契機、関係契機という五つの契機のいずれかに基づいて、人間の尊厳の概念内容や規範的意義等が観念されてきたということになる。それぞれの構成的契機を検討した結果、人間の尊厳を構成員間の相互承認と捉える関係契機が最も適切であると考えられる。関係契機により人間の尊厳概念を構築する場合、属性契機や能力契機などから実体的に人間の尊厳を捉えるときに生じる問題が自然に解決されるからである。

関係契機に則って尊厳を再構成するならば、いかなる関係に基づいて尊厳が承認されるのかを検討しなければならない。西洋的な伝統では、人間の精神と身体分離によって精神

的な側面に尊厳の根拠を求めてきたが、現実の人間のあり方に着目するならば、むしろ身体性をもった「全体的な人間」の視点から尊厳を考えるべきである。この点について重要な示唆を与えるのは「ケアの倫理」である。

ケアの倫理は、もっぱら人間の精神性や人格性を強調するような理論とは異なり、身体性を有する人間存在の現実的なありように焦点を当てて、人間が身体的存在であるがゆえに抱えるケアのニーズ、かつそれらのニーズを充足するために形成する依存－ケア関係について、多様な角度から議論を展開している。ケアの倫理が前提としている人間は、脆弱性を抱えている人間なのである。こうした脆弱性は、身体化された人間存在の本質的特徴の一端を示しており、容易に起こりうる人間の依存状態と普遍的に存在する各種ニーズの根源をなしている。そして、人間の脆弱性は、必然的に相互依存的な人間のありようを結果としてもたらす。いかなる人間も、人生の特定の段階や場面では自力で脆弱性に対応することができず、他者からケアを受けなければならないのであり、現に健康な人間であっても、依存状態に陥ってしまう諸々の危険や危機に常に直面するからである。人間は、他者に依存しながら、かつ他者に依存されながら、関係性のネットワークの中で自己の生を営むことになる。

ここで留意すべきなのは、ケアの倫理が本質的に脆弱性を有する存在として人間を理解することは、こうした脆弱性に対して人間が受動的に受け止めなければならないような本質主義的な立場が、ケアの倫理において支持されていることを決して意味しないという点である。普遍的な脆弱性を抱える人間は、ケアという創造的な行為に広く参加することによって、人間の世界を変革していくことができる。言い換えれば、「人間の脆弱性こそ、人間の生の充実の源になる」。

ケアの倫理は、直接には道徳的主体の地位に関する問題を念頭に置いていないが、ケアされなければならない人という言明には、すでに人間の道徳的地位に関する想定が含まれている。ケアの実践と関係性から人間の尊厳を導き出すことが可能である。人間社会には、重層的なケアリング・ネットワークが存在し、すべてのケアの関係性には人間の共感感情が浸透している。広範にわたるケアリング・ネットワークの中で、共感感情に支えられたケアリング行為は、すべての人を「ケアの共同人間的な連帯」に囲い込む。ケアリング行為は、他者の抱えるケアのニーズや欲求に応えることで、他者に対して「あなたを道具や物件のように見ているわけではなく、意志および感情をもつ一個の人間として認めている」といったメッセージを送っている。これは、他者がそれ自体として価値があること、すなわち他者に人間としての尊厳があることへの承認である。

このような「関係概念としての人間の尊厳」をあえて定義するとすれば、人間は普遍的に脆弱性を抱える存在であり、その存在形式から、個々人は他者と相互依存関係を築き、共生を図る必要があり、それで形成される共同人間的な連帯において、個々人は「等しく比較不可能な目的性を有し、道具化・手段化が不可能であり、一回性・唯一性・代替不可能性を有する存在である」と考えられ、したがって、人間としての平等な道徳的地位をもつこと、ケアを受けるに値する価値を有することが承認される。

ところが、ケアの共同人間的な連帯に由来する人間の尊厳には、重大な限界がある。まず、ケアの関係性は偶然に満ちている。人間の尊厳にふさわしいケアリングを保障するには、ケアの偶然性を低減させる一定の仕組みが必要である。この意味では、法概念となった人間の尊厳は、すべての人に人権主体の地位を与えることで、ケアリング・ネットワークにおける偶然性の影響を排除していると言える。

第四章

ここまで、ケアの関係性から今日的な人間の尊厳概念の理論的基礎を再構築し、関係概念としての人間の尊厳に辿り着いた。この新しい人間の尊厳概念は、日本法に対していかなる示唆をもたらすだろうか。

憲法学説は、以前から「個人の尊重」「個人の尊厳」および「人間の尊厳」といった文言の異同をめぐる活発な議論を展開していた。ドイツ基本法に規定された人間の尊厳との対比で、憲法13条における個人の尊重原理が一体どのような意味内容をもつのかについては、多様な見解が示されていたものの、依然として十分なコンセンサスが形成されているわけではない。そして、近時の議論では、個人の尊重と人間の尊厳を単純に対置させて、どちらを採用すべきかの二者択一の思考法ではなく、むしろ共存可能な二つの原理として説明している見解が少なからず見受けられる。

個人の尊重と人間の尊厳の異同をめぐる憲法学の議論は、「人格」の法的位置づけという問題を顕在化させている。判例や学説において、人格概念のプレゼンスは非常に高い。しかし、人格概念は、おそらく簡単な定義により説明できるものではなく、多義的でありうると同時に、実際にも多義的に使用されている。人格性、あるいは人格の尊厳を介して個人の尊重を解釈する通説的見解では、微妙な差異はあるかもしれないが、基本的には、理性的で自律的な行為主体としての人格が想定されている。それに対して、人格は「ある個体としての人物」という意味に解すれば合目的だとする見解や、人格は「人間が人間である」ことの法的意味での承認、つまり法律上「人」として承認されることであるという実定法的な観点からの説明も見られる。

関係概念としての人間の尊厳から考えれば、すべての人に対する価値承認は、ケアリング・ネットワークの中で自生的に発生する。それは、脆弱性を有する生身の人間に対する承認であって、理性的・自律的な人間に対する承認ではない。そこには人格の介在が必要とされない。たとえケアの共同人間的な連帯をある範囲で法的に再構築して、人間を法的な「人格」として権利主体に位置付けることが行われるとしても、「人格」に道徳的な基礎づけを注入する必要はどこにもない。他方、個人の尊重原理は、個人の人格にまつわる権利利益を包括的に保障するという規範性を有しており、したがって、その原理には、むしろ人格の観念が必要不可欠である。このことから、近時の議論では、個人の尊重に着目しつつも、基本的人権の基礎づけを多様化することが試みられている。これらの見解は、人間の存在そのものに対する憲法的保障が、自己決定や自律の能力を必要とする人格的生存とは関係なく、別

の論理によって根拠付けられていると理解する点で共通している。このような存在の保障は、まさに人間の尊厳の基本的内容である。

人間の尊厳に関わる憲法的保障は、13条後段の生命・身体に対する権利や、18条の奴隷的拘束の禁止、36条の拷問・残虐な刑罰の禁止といった規定を通じて端的に表されているが、人権規範としての人間の尊厳の積極的な意義を考える上でより重要なのは、人間の尊厳と社会権の関係である。しかし、戦後の「日本型福祉国家」のあり方や、人権論の近代主義的構成の傾向などにより、日本における社会権は、人権としての正当な位置づけを与えられてこなかったように思える。それゆえ、「最低限度の生活」の保障という機能を担う生存権の規範的意義は、今日でも不明確なままである。

基本的人権の体系における人間の尊厳の基層性に鑑みれば、人間としての「最低限度の生活」を保障する生存権の規範性は、決して広範な立法・行政裁量を許すほどの弱いものではないと考えられる。生存権裁判に際して、司法にはより厳格な審査が求められる。その際に、ドイツ連邦憲法裁判所の第一次ハルツIV判決が重要な参考になる。

他方で、憲法25条2項は、福祉国家についての客観法的義務を規定しているので、裁判規範のレベルを離れて、制度論的に福祉国家的施策の規範的指針等を提示することが憲法学に求められると言える。

第五章

社会権による人間の尊厳保障が、福祉国家の政策や社会保障制度のあり方に大きく依存する限りで、これらの制度・政策が人間の尊厳を確実に保障できるように方向付けることも必要と考えられる。

現在の日本社会では、人口減少・少子高齢化の急激な進展により、社会保障の基盤が不安定になり、持続可能な社会保障制度を構築することがますます重要性を増している。他方、現代に生きる人々は、ポスト工業化社会への移行に伴う経済的・社会的変化によってもたらされた「新しい社会的リスク」に直面する。したがって、今日の福祉国家に対しては、老齢年金、失業給付、公的扶助などの古い社会的リスクの対応を目的とした制度の改善や合理化に加えて、ポスト工業化社会での新しい社会的リスクに対処するために高齢者介護、育児休業制度、保育サービス等の福祉政策の拡充が求められ、福祉国家の課題と困難がより一層大きくなっている。

現代福祉国家が新たに取り組むべき課題の中で、ケアをめぐる問題は、かつてないほどの中心的な地位を占めるようになってきている。つまり、福祉国家においては、家族政策の本格化とケアの制度化・法化の必要性が以前にも増して高まることになる。そこで、ケアをめぐる社会的リスクへの対応として、社会的連帯の可能性を検討する。

憲法25条に基づく社会保障立法の中では、時に「連帯」の概念が登場する。社会保障法学においては、「社会保障法の柱として、『生存権』（憲法25条）、『自由・自律』（同13条）と並んで『連帯』を挙げることについて、その是非も含め綿密な議論がなされている」よう

に見受けられる。しかし、憲法学にとって、連帯という概念は「自由の抑圧を含意しうるものとして、警戒の対象であった」。具体的には、1964年『憲法調査会報告書』の中に現れた国家協同体主義的な社会連帯の捉え方により、連帯や社会連帯の概念は「共同体からの自由な諸個人の解放という、近代立憲主義の基本前提をあいまいにする」ものとして、憲法学から警戒されたのであった。

とはいえ、連帯は、自由・自律との緊張関係を孕みながらも、それを実現するために必要なものであると言える。それゆえ、憲法25条と連帯との関係性を指摘する憲法学説もまったく見られないわけではない。社会保障関係の法律や裁判例の中に見られる連帯にせよ、社会保障法学や憲法学の領域で議論されてきた連帯にせよ、日本における連帯概念の意味や射程は、とにかく非常に多様で曖昧である。そのため、連帯は様々な文脈で登場し、社会保険の仕組みまたは社会保障制度全般の仕組みとして用いられる場合もある一方、制度への信頼を基礎付ける連帯感ないし私的な扶助も含めた生活保障への心構えなどに関連して用いられる場合もあり、ともすれば上記の報告書に現れていたような、国民の権利制約と義務の強調を安易に正当化する論理として働いてしまう恐れがあることは否めない。連帯概念を法的に用いるのであれば、まずそれについてより明確な定義を行う必要がある。

ここで、比較法的にフランスにおける社会連帯主義の理論と実践を考察する。その考察の結果、社会の様々な関係性の中で利益とリスクを分担するための理論的基盤として、連帯主義の可能性を認めることができると考える。しかし、現代社会における新しい社会的リスクに対応するには、従来の連帯主義を修正する必要がある。というのも、古典的連帯主義は、社会の中で労働を通じて収入を得る労働者を中心に展開されたものであったため、現代的な視点から見れば、その不平等や社会的リスクの捉え方において明らかな欠陥があり、これらの欠陥が多くの人々の「排除」につながるからである。

今日の社会的連帯は、脆弱性をもつ人間存在のニーズそのものに立脚すべきであり、換言すれば、人間の普遍的な脆弱性に対する認識から社会的リスクを把握する必要がある。連帯の内容と対象を拡大し、ケアの社会的リスクおよびそうしたリスクにさらされた人々を新たに連帯システムに包摂するという修正を行うことで、新しい社会的リスクに対応しうる社会的連帯が初めて可能になる。性別分業家族とケアの私事化がもはや時代適合性を失った今日において、社会全体でケアを支え、ケアを共にする連帯システムを形成していくことが重要である。

終章

人間の尊厳とは何か。この問いに対する絶対的な答えはおよそ存在しない。本稿は、人間の尊厳の歴史を辿り、また現代世界における人間の尊厳の法的保障を考察した上で、暫定的な答えとして、人々の尊厳感覚の形で存在する人間そのものへの価値承認だという「関係概念としての人間の尊厳」を提示した。そして、このような人間の尊厳理解が憲法学の人権論、とりわけ社会権の解釈にもたらす新たな可能性について論じた。

本稿の残された課題としては、第一に、人間の尊厳における権利制約の側面をいかに考えるかという問題がある。本稿は人間の尊厳の積極的意義、つまり人権の根拠となる側面にもっぱら着目し、検討しているが、第二章での考察から明らかなように、人間の尊厳に権利や自由を制約する側面もあることは確かである。また、自由の保障と存在の保障が常に統合されているとは限らないので、衝突する場合には両者の調整問題も出てくる。第二に、社会的連帯の範囲をどのように画定すべきかという問題がある。社会的連帯は、自生的なケアの共同人間的な連帯とは異なり、法的な権利・義務を伴う関係性であるから、一定の境界をもたざるを得ない。しかし、グローバル化時代においては、社会的連帯の境界はもはや自明ではなくなっている。社会的連帯の範囲は、外国人、ひいては非正規滞在者の社会的権利に関わる重要な問題である。第三に、ケアの社会化に伴う家族像の変革や家族制度の再構築という問題がある。近代的核家族およびそれを前提とした法秩序は、今日における家族の多様化の進展において決定的に妥当性を失いつつある。ケアの社会化により育児・介護などのケア労働が脱家族化していく中、家族の役割を再検討する必要性が出てくると同時に、そうした家族の役割に応じて、より柔軟な家族概念および家族制度の構築が求められる。